



令和 5 年 2 月 1 日

文化課 施設・歴史資産担当

担当者 近野、野中、安部

内 線 1921、1957、1958

直 通 0952-25-7236

E-mail: culture_art@pref. saga. lg. jp

名勝九年庵（旧伊丹氏別邸）庭園保存活用計画（案）について 意見募集（パブリック・コメント）を実施します

九年庵（旧伊丹氏別邸）庭園は、佐賀県神埼市神埼町の仁比山神社参道沿いに所在し、明治期の佐賀の実業家伊丹氏の別邸として築かれ、その後久留米の実業家倉田氏の手が加えられて、現在は佐賀県の所有となっています。

平成 7 年（1995）に国の名勝に指定され、現在は、春と秋の年 2 回の一般公開を実施しており、季節ごとに異なる趣を呈する庭園に茅葺屋根の建物がたたずむ風景は、多くの来訪者を魅了しています。しかしながら、経年による建物の劣化や樹木の繁茂など名勝を構成する要素への影響が見られるほか、耐震や防災等の整備の必要性など、多くの課題を抱えている状態です。

そこで、九年庵庭園の文化財としての適切な保存と活用を図り、次世代への確実な継承を行うため、その基本となる方針や基準、運営等の仕組みを定める「名勝九年庵庭園保存活用計画（案）」の策定を進めています。

つきましては、今後、県民の皆さまのご意見をこの案に反映させていただくため、「佐賀県民意見提出手続（パブリック・コメント手続）に関する要綱」に基づき、下記のとおりご意見を募集します。

記

1 意見募集案件

名勝 九年庵（旧伊丹氏別邸）庭園 保存活用計画（案）

2 意見の募集期間

令和 5 年 2 月 1 日（水曜日）～ 2 月 28 日（火曜日）

3 意見提出の際の留意事項

- (1) ご意見を提出していただく様式は任意です。
- (2) 件名は「名勝 九年庵（旧伊丹氏別邸）庭園 保存活用計画（案）についての意見」としてください。
- (3) お名前やご住所等の記入は不要です。
- (4) 提出に当たって使用する言語は、日本語をお願いします。
- (5) 電話でのご意見はお受けしていません、ご了承ください。

記載事項（例）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

宛先 佐賀県 地域交流部 文化・観光局 文化課 施設・歴史資産担当
件名 名勝九年庵（旧伊丹氏別邸）庭園保存活用計画（案）についての意見
意見 （自由に記載してください。）

4 意見の提出先

(1) 郵送の場合

郵便番号 840-8570

佐賀市城内1丁目1-59

佐賀県 地域交流部 文化・観光局 文化課 施設・歴史資産担当

(2) ファクシミリの場合

0952-25-7179

(3) 電子メールの場合

culture_art@pref.saga.lg.jp

5 意見の取扱い

- (1) ご意見の内容を簡潔に取りまとめて公表する予定です。
その際、同趣旨のご意見はまとめて公表することもあります。
- (2) ご意見に対しては、「県の考え方」を公表する予定です。
なお、いただいたご意見に対する個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。
- (3) お寄せいただいたご意見に含まれる個人情報、ご意見の内容を確認する場合のみ利用し、それ以外はいかなる目的にも使用しません。県庁内部における議論の資料として、ご意見を紹介させていただく場合には、個人を特定できるような情報は除外します。

佐賀県の個人情報の取り扱い方針については、「佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラム」をご覧ください。

6 「名勝九年庵（旧伊丹氏別邸）庭園保存活用計画（案）」の閲覧方法

(1) 佐賀県ホームページで閲覧できます。

<意見募集ページ：<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00389917/index.html>>

(2) ホームページ以外にも、行政の窓口（県庁新館1階）、県政情報閲覧コーナー（各総合庁舎、県立図書館、アバンセ）等において閲覧が可能です。

添付資料

- 名勝九年庵（旧伊丹氏別邸）庭園保存活用計画（案）について意見募集（パブリック・コメント）を実施します【PDF】
- 「名勝九年庵（旧伊丹氏別邸）庭園保存活用計画」概要版（案）【PDF】